公　告

諸事項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成24年７月31日

金融庁長官　畑中龍太郎

１　届出を行った者の名称等

⑴　名称　ニジ・インベストメンツ・エルエルシー
　　住所　アヴェニューオブアメリカズ1345、46階　ニューヨーク州、ニューヨーク市　10105　アメリカ合衆国

⑵　名称　シルバー・サミット・デラウェア・コーポレーション
　　住所　アメリカ合衆国　デラウェア州　ニューキャッスル郡　ウィルミントン市　オレンジストリート1209　コーポレーショントラストセンター

⑶　名称　ピーエフシー　インターナショナル　カンパニー　リミテッド
　　住所　ザ・セントリアム　11階、60ウィンダムストリート、セントラル、香港

⑷　名称　永和不動産株式会社
　　住所　東京都千代田区有楽町一丁目５番１号

⑸　名称　株式会社ソウ・ツー
　　住所　大阪府枚方市桜町９番１号

⑹　名称　三幸オフィスマネジメント株式会社
　　住所　東京都中央区銀座四丁目６番１号

⑺　名称　スパイラルスター・グローバル・パートナーズ株式会社
　　住所　大阪府枚方市岡本町２番22号

⑻　名称　ビジョン・アシット・エルエルシー
　　住所　モンゴル　ウランバトル市　スキバタル　ディストリクト　６番地　コル　バガトイル　15―31―13

２　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成24年８月１日から平成26年７月31日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成24年７月31日

金融庁長官　畑中龍太郎

１　所在地の変更のあった者

⑴　名称　野村キャピタル・インベストメント株式会社
　　変更後の所在地　東京都千代田区大手町二丁目２番２号

⑵　名称　ベルニナ信託株式会社
　　変更後の所在地　東京都港区赤坂一丁目12番32号　アーク森ビル30階

⑶　名称　ＳＣＳＫ株式会社
　　変更後の所在地　東京都江東区豊洲３丁目２番20号

⑷　名称　ヒューリック株式会社
　　変更後の所在地　東京都中央区日本橋二丁目５番13号

⑸　名称　有限会社アイディーユーパワーズ
　　変更後の所在地　東京都豊島区西池袋五丁目４番７号

⑹　名称　有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツ
　　変更後の所在地　東京都千代田区九段南４丁目２番11号

⑺　名称　ジェー・ピー・モルガン・マーケッツ・リミテッド
　　変更後の所在地　英国ロンドン市Ｅ14、５ＪＰ、カナリーワーフ、バンクストリート25

⑻　名称　ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー
　　変更後の所在地　英国ロンドン市Ｅ14、５ＪＰ、カナリーワーフ、バンクストリート25

２　名称の変更のあった者

⑴　変更前の名称　昭栄株式会社
　　変更後の名称　ヒューリック株式会社

⑵　変更前の名称　ロンバー・オディエ・ダリエ・ヘンチ信託株式会社
　　変更後の名称　ロンバー・オディエ信託株式会社

⑶　変更前の名称　ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド
　　変更後の名称　ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成24年６月20日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成24年７月31日

財務大臣　安住　　淳

製造たばこの品目			製造国	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	セブンスター・メンソール・スナップ　ボックス	ＦＫ　20本　ハードパック	日本	440円

鉱業法第142条の規定による公告

経済産業省公告第５号

下記の鉱業権設定に関する出願については、出願人の所在が不分明であって、却下通知を送達することができないので、鉱業法第142条の規定により、願書に記載された住所の所在地の市役所に通知内容を掲示した。

記

出願地　岐阜県高山市　出願人　岐阜県岐阜市今小町１番地３　加藤ビル403号室　高木　　正

平成24年７月31日　　中部経済産業局長

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年７月31日

北海道開発局長　高松　　泰

１　処分をした年月日　平成24年７月11日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社タクシンエンジニア　竹内　伸治　北海道札幌市東区北37条東22―４―５　国土交通大臣許可（特―21）第21015号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年６月１日付けで建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第５５号

北海道足寄郡足寄町南３条１丁目18番地
申立人　足寄町農業協同組合
本籍北海道足寄郡足寄町南７条３丁目66番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所北海道帯広市、死亡年月日平成23年12月31日、出生の場所北海道中川郡西足寄村、出生年月日昭和７年９月20日、職業不明
被相続人　亡　山岸　誠一
北海道帯広市東３条南14丁目８番地　斉藤道俊法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山口　耕司
釧路家庭裁判所本別出張所

平成２４年（家）第５０６号

栃木県那須塩原市三区町540番地60
申立人　田村　武美
本籍栃木県那須塩原市三区町540番地88、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所栃木県那須塩原市、死亡年月日推定平成23年12月23日、出生の場所宮城県刈田郡小原村、出生年月日昭和24年10月12日、職業建築業
被相続人　亡　齋藤　昭雄
事務所横浜市中区本町３―24―１　本町中央ビル73号室
相続財産管理人　弁護士　吉村　信彦
宇都宮家庭裁判所大田原支部